

別添 処分量定の基準

前歴	車種	累積点数			
		2点又は 3点	4点又は 5点	6点から 8点	9点以上
なし	大型車等			30日	45日
	普通車			20日	30日
	二輪車等			10日	15日
一回	大型車等		30日	45日	60日
	普通車		20日	30日	40日
	二輪車等		10日	15日	20日
二回	大型車等	30日	45日	60日	75日
	普通車	20日	30日	40日	50日
	二輪車等	10日	15日	20日	25日
三回以上	大型車等	45日	60日	75日	90日
	普通車	30日	40日	50日	60日
	二輪車等	15日	20日	25日	30日

- 注：1 「大型車」とは、大型自動車、大型特殊自動車又は重被けん引車をいう。
 : 2 「普通車」とは、普通自動車をいう。
 : 3 「二輪車等」とは、大型自動二輪車、普通自動二輪車又は小型特殊自動車をいう。

